

## 第 65 回 道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 26 年 10 月 14 日（火） 10:00～11:45

場 所： 毎日札幌会館 4 階 会議室

出席者：

（委 員） 河西会長、菊池副会長、太田委員、岡田委員、岸本委員、  
佐藤委員、寺下委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺参事 他

（事務局）

定刻となりましたので第 65 回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

それでは、河西会長、議事の進行についてよろしくお願いたします。

（河西会長）

それでは、第 65 回道州制特区提案検討委員会を開催させていただきたいと思います。

本日の議事の大きな流れです。まず、平成 24 年度に寄せられた道民アイデアのうち、新たに 4 項目の 1 次整理を行った後、第 7 回答申に向けた道庁内における検討項目の検討状況について事務局から説明をいただきます。

それでは、本日の議事に入る前に、前回委員会の審議結果について簡単に確認をしておきます。参考として、お手元の席上配布資料をご覧ください。

前回は、第 6 回答申後の経過について事務局から説明があり、その後、平成 24 年度道民アイデアの 1 次整理を行いました。この 1 次整理の中で、No.405 と No.421 に関しては、1 次整理をするにあたっての理由の文章をもう少し検討した方がいいという委員のご意見から、本日、再度 1 次整理の文章を事務局から説明いただき、そして、一旦審議を終了するという位置付けをさせていただきたいと思います。

また、地方分権改革における提案募集方式の道の提案内容について事務局から説明を受けました。

前回委員会の審議結果の概要に関しては以上でございます。

それでは、平成 24 年度道民アイデアの審議を進めていきたいと思います。

本日の第 1 次整理の進め方としては、一項目ずつ審議を進めてまいりたいと考えております。

まず、事務局から検討項目に関する説明を受け、それについて委員の皆様から質疑・意見交換を行い、検討項目について、その時点で一旦検討を終了して 1 次整理してしまうか、また、更に議論を深める必要から分野別審議にするか。その対応方向について一定の結論

を得てから次の検討項目の審議に入っていくということにしたいと思います。

その前に、前回委員会で一旦終了と整理された検討項目の中で、先程説明をしましたNo.405 とNo.421 に関して事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料 2-1 をご覧いただきたいと思います。

前回検討いただきました「農業委員会の共同設置を可能とする特例措置」というアイデアについてでございます。

アイデアにつきましては、なり手不足など、農業委員会を巡る情勢を考慮して、複数の市町村で農業委員会を共同設置できるようにしてはどうかという提案でございました。

対応方向としては、前回、1次整理で検討終了ということで結論をいただいているところです。その理由として、農業委員の選任は市町村に係る事項であり、道として国に移譲を求める権限がないということで、道州制特区制度としては提案に馴染まないという結論でした。

前回、理由について補足ということでお話ございました。下のところに下線を引いて追加したところがございます。農業委員の選任方法については、前回農政部の担当からもご説明いたしましたが、現在、国において農業委員会制度について制度の見直しを進めているところであるということです。その中で、このアイデアの指摘にありますとおり、なり手不足などを踏まえて共同設置ができるようにという観点から、農業委員の選任方法について、今ネックとなっている選挙されて選ばれる委員という制度をなくして、市町村長の選任に一元化をするという方向で検討が進められているということです。その結果、実現すれば共同設置も可能になるであろうという説明がありました。その国の検討が長引くとか、検討の結果、やはり今のまま継続となった場合ということで補足を付け加えております。

農業委員会制度の見直しが進められているところであり、当面は、その経緯を見守ることとするということと併せまして、その見直し検討の結果、選挙による選任制度が継続されることになればということなのですが、今年から国で新たな地方分権の仕組みとして、各市町村等から国に対して提案できる提案募集方式という制度が始まっています。市町村からニーズがあれば国に対してそういった制度を活用して提案できるということを市町村の方にもアナウンスしていく。あるいは、道としてその辺りも検討していくということを付け加えたということでございます。

(河西会長)

それでは、前回の委員会の中から出てきたご意見を踏まえて、このような形で1次整理の文章を変えていただきました。

何かご質問はありますか。

こういった文章を付けた上で1次整理とさせていただいてよろしいでしょうか。  
続いて、コミュニティFMの説明をお願いいたします。

(事務局)

「超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲」についてです。

表題どおりコミュニティFMの放送免許の事務を国から道に移譲してはどうかというアイデアで、1次整理の対応方向としては、一旦検討を終了してはどうかということでもとまっておりますが、理由については、少し修正してはどうかという意見をいただきましたので、今回、下線が引いてある部分について追記をさせていただいております。

まず、事実関係の整理として二つ目の○印です。コミュニティ放送は、一般のFM放送と同一の周波数帯の電波を利用していると追記させていただいております。

それから、下の理由についても修正をさせていただいております。コミュニティ放送の周波数は、一般のFM放送と同一の周波数帯を使用していることから、コミュニティ放送が使用する周波数だけを道が管理することは、一般のFM放送局への周波数割り当てに影響を与えることから、コミュニティ放送局の免許事務については国が全国的に行うべきであるという形で修正させていただいております。

(河西会長)

前回委員会の中で出てきたご意見を踏まえて理由のところの文章を全面的に直したというものですが、ただ今の事務局からの説明に関しまして、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

中身は確認しております。

(河西会長)

佐藤委員からいただいたご意見が反映されるということですが、他の委員の皆さんは、いかがですか。よろしいですか。

では、こういう形で1次整理をさせていただくということでもよろしく願いいたします。

それでは、続いて、これまで未審議であった平成24年度道民アイデア等の審議状況に入ります。

事務局から検討項目の一つ目、水質汚濁防止法の有害物質等の追加についての説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料3-1、参考資料1をご用意いただきたいと思います。

「水質汚濁防止法の有害物質等の追加」というアイデアでございます。

アイデアの概要からご説明申し上げます。

平成 24 年 5 月に埼玉県など利根川水系の複数の浄水場におきましてホルムアルデヒドが検出されたという事案が発生いたしました。その原因を調査した結果、規制の対象外であるヘキサメチレンテトラミンという物質であることが判明した。この物質自体は、塩素を加えなければ無害とされているため、排出基準がなく、今後も同様の汚染問題が持ち上がる可能性があるということ。

水質汚濁防止法に基づく有害物質等は、現在、政令で定められていますが、それを知事が定めることができるようにすると、その結果、道において迅速な規制、あるいは、強制調査といった対応が可能になるのではないかとという提案でございます。

利根川水系につきましては、流域で複数の都県が係わっております。一つの都県だけが規制しても、その上流の県でも規制をしないと効果が出てこないというところなのですが、北海道は地域として完結しているので、そういった調整するような問題も生じないであろうということで提案の概要をご説明いたしました。

この事案は、千葉県など関東で 30 万世帯以上が断水になるという大きな事案、事件になったもので、それを受けての提案ということになっております。

事実関係の整理でございます。まず、水質汚濁防止法の目的です。この法律は、工場・事業場からの排水を規制することにより、公共用水域、地下水の汚濁の防止を図って、国民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的としております。いわゆる、公害対策の法律の一環でございます。

2 番、制度の概要のところですが、国においては、工場や事業場を政令で指定するのですが、そこから排出される有害物質等も政令で指定されております。こういった有害物質等についてその物質や項目の種類ごとに排水の基準を定めます。この基準は、省令で定めております。これらの物質等の排出者につきましては、所要の届出、知事に対する届出ですとか、その定められている排水基準の遵守の義務、あるいは、事故が起きたときの応急措置等の責務を負う。ざっくり言うところこういう制度になっております。

その排水基準については、先程に省令で定めていると申し上げました。

3 (1) 一律排水基準というところですが、国では、全国一律の排水基準というものを定めております。その中では、有害物質と呼ばれる人の健康に被害を生ずる恐れがある物質、それから、生活環境項目と呼ばれておりますが、水の汚染状態を示す数値について全国一律の基準を国として定めております。

①の有害物質は、その工場から出てくる排水の量の多い、少ないを問わず、すべての特定事業場に適用がされます。②の生活環境項目と呼ばれるものは、平均的な一日当りの排出量が 50 m<sup>3</sup>以上という、比較的大きい、そういった一定程度以上の排出量を持つ事業場に対して適用される基準となっております。(2) 上乘せ排水基準というものが法律上ございます。国で定めている一律の排水基準において水質汚濁の防止上、地域の特性などで、これでは不十分だという地域にあっては、一律の排水基準に代替して都道府県が設定をする、

より厳しい排水基準を条例で定めることを法で認めております。国は国で一律つくるのだけれども、その項目について都道府県が更に厳しくしてもいいということになっております。これが上乗せ排水基準です。

(3) 横出し規制となっております。

地方公共団体においては、国で規制していない物質、施設・業種などに関して条例をつくって必要な規制を定めることも可能です。国が定めた物質について厳しくするのが上乗せ基準ですけれども、国でそもそも定めていない部分を定めようとするのが横出しということになります。

道においても、上乗せ・横出しについては、それぞれ別の条例をつくりまして規制をかけているというのが現状になっております。

参考資料 1 をご覧いただきたいと思います。参考資料 1 の 1 ページ目から 3 ページ目までは、国の資料をそのまま付けています。3 ページの「排水規制」をご覧いただきたいと思います。

ここに、今、ご説明したことがまとめられています。古い資料ですけれども、法の仕組みとしては理解しやすいかと思ひまして付けております。「排水規制の仕組み」という欄が右下にあります。国が定めた一律の排水規制に関しまして、例えば、「健康項目」のところで行くと、上乗せのところにより厳しく基準を定める。単位は、細かいのですが、10 当たり何 mg というように国で定めているのに対して、もっと厳しく、そんなに出してはダメだという場合には上乗せ基準ということで厳しい規制をかけられるというのが上乗せです。

横出しというのは、国で定めていない項目について都道府県で定めるということで、横側にかぶさるように出ておりますけれども、イメージとしてはこういうことになっております。

右側の「生活環境項目」については、先程も申し上げましたとおり 1 日当たり 50 m<sup>3</sup>以上というのが国の排水基準で定められております。それよりも小さい、中小の事業者に対しても規制をかけようという場合に、ここに裾下げという表現をされていますが、これも一種の上乗せ基準です。都道府県の方で更に中小のところまで、その項目について厳しくしようということであれば、こういったことも条例で制定が可能ということになっております。更に、横出しについても可能ということになっております。

次の 4 ページをご覧いただきたいと思います。これは、道の条例の中から整理したものです。石狩川水域とか天塩川水域というふうに水域を指定してありまして、それぞれ地域地域で何の業種については何の物質をどれだけ排出していいかということをお細かく決めております。

上に括弧書きで、「一律排水基準」という欄があります。これが国で定めている項目です。そのうち、例えば、石狩川水域の非鉄金属鉱業であれば、国では 0.1 という数値を定めているのに対して、道では、石狩川水域に対しては 0.06 までしか出してはいけませんという

ような厳しい基準。これが上乘せ基準でございます。

ページは飛ぶのですが、参考資料の 14 ページに北海道公害防止条例とその規則を載せております。ここでは、先程の横出しの道の事例ということで、防止条例の第 2 条の定義のところで、汚水等排出施設というのは、次の各号のいずれかの要件を備える施設であって、規則で定めるものとなっております。更に、公害防止条例施行規則でも、施設について第 5 条に規定をしております。どういうものを横出ししているのかは、15 ページに別表第 3 というのがあります。し尿施設と、木材・木製品又は家具の製造の用に供する湿式ドラムパーカー及び碎木機ということです。この二つの施設につきまして、国では、そこまで指定はしていないのだけれども、この施設を道で追加して規制しますというのが横出しの規制になっております。

参考資料の説明は、以上です。

資料 3-1 に戻りまして 1 次整理の対応方向のところでは、今、ご説明したとおり国が定める一律の排水基準の規制対象以外の物質、施設、業種等につきまして、法の中で、道が条例で必要な規制を定めることを可能としている。そもそもそういう法律の仕組みになっており、必要に応じて道が条例で規制することは現行制度上可能ということで、事務局案といたしましては一旦検討を終了という案をつくっております。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局の説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いたします。

私から 1 点質問をさせていただきます。

アイデアの概要・背景などのところの 3 番目の○印に、「その結果、道による迅速な規制や強制調査などの対応が可能になる」とあります。今回、アイデアを出してくださった方は、他の部分、法律に定める前にきちんと規制できるようにする、有害なものを規制できるようにするという。もう一つは、道による迅速な規制や強制調査、こういった対応は可能になる。この二つが目的と考えられます。

1 番目の○印に関しては、現行体系・法制度で対応可能だというのはわかったのですが、3 番目の○印に関しては、現行の体制でも大丈夫なのでしょうか。

(事務局)

汚染事故といいますか、流出事故のようなものがあつたときには、法律上の権限の有無に関わらず知事に報告は上がることになっています。

その結果、どこまで法的な権限を持って事業者に指導するか、命令をかけるかということとは、その物質が法令の規制対象にのっているか、のっていないかというところで変わってくるのです。現状、制度で同じような事案があつたとした場合には、まず行政指導という、法の権限ではないのですけれども、そういった形での対応から始まるということは聞

いております。

(河西会長)

そうしますと、アイデアを出してくださった方の意図するところは、現行制度でも十分可能であると。

(事務局)

流出したままでずると国の対応を待つといったことにはなっていないです。

(河西会長)

わかりました。

(岸本委員)

今、会長のおっしゃったことにも関係するのですが、条例に対して横出しを乱す条例違反があったときに、それは当然最初に行政指導という形ですということ、対応としてやっているという言い方になると思うのです。

ただ、ご存知のとおり行政指導ですから、これに相手方が従わない場合に、行政指導に従わないからといって強制したりすることをやったら、逆に違法になるわけです。

会長が知りたかった、あるいは提案者の言いたかったことは、条例の実効性の確保はきちんとなっているのか。権限を持っているのだけれども、違反があったときにどのぐらい実効性のある措置がとれるのかというところを気になさっていると思うのです。

行政指導は、やるということなのですけれども、お伺いしたいのは、条例違反があったときに、その担保措置として、例えば、条例上罰則の規定はあるのか。そういったところが気になるところです。そこはいかがなのでしょう。

そこがなくて行政指導に終始しているという形だけになると、条例をつくったはいいけれども全然意味がないのではないかということになりかねないので、会長がおっしゃりたいことはそういうことですね。

(事務局)

話は二つあるかと思うのですけれども、まず、法令や条例で定められている場合、物質自体が特定されている場合にあつては、法律に関して、上乘せ条例の場合には、罰則まで全部法律の規定に基づいて処理される。その基準が厳しいだけで、その先やることについては法律の中で動くので、罰則などは水濁法の罰則がそのままきます。

横出しする場合にあつては、独自に定めてしまっているわけですから、罰則から全て条例で定めることになっています。今、法律で定められているような規制の枠全体を条例でももう一回用意なさいということになっています。先程説明していないのですが、道の

横出し条例にも罰則を規定しております。

もう一つ、では、規定されていない物質についてどうするのかというところは、法律であろうと条例であろうと想定していない物質が出てきたことによって何か問題が発生して、どうしようかというところは、法律であろうと条例であろうとそこから先は同じといいましか、どちらにしても行政指導から入るといふ形になろうかと思ひます。

(河西会長)

他はいかがでしょうか。

事務局の結論としては、1次整理ということでは考えておりますが、その結論に関して委員の皆様から何かご意見があればいただけますか。

(菊池副会長)

おそらく妥当なことなのだろうと思ひます。今、岸本委員から出たように、この書き方によると水質汚濁防止法上では、強制調査ができるのですね。例えば、水質汚濁防止法にのせることができたなら条例違反の罰金や罰則だけではなくて、その強制捜査までできるのでしょうか。素人なのでそこがわかりません。

おそらくこの人は、もしかするとその条例の罰金で5万円だけとか、わかりませんが、そういうのではだめなんだよねと思ひて出されたのかもしれないと思ひながらこれを読んでいました。

そうすると、水質汚濁防止法の強制調査などの対応が可能になるということは、きっと法律ではできるのだろう。

この事実関係の整理の中で、条例の横出しで管理できる項目と、それだと管理できない項目も添えて書いてもらおうと、素人にはわかりやすいと思ひたのです。

結果とは違ひうのですけれども、そのようなものも記載していただければと思ひました。よろしくお願ひします。

(岸本委員)

私は、水質汚濁防止法のすべてを知っているわけではないのですが、これは、上乘せ基準策定については法が予定してひいて、上乘せ基準違反、条例に違反してひいるときには当然罰則がかかりますという罰則規定が水質汚濁防止法の中に入っているわけですね。

水質汚濁防止法の29条で横出しすることも認めてひいて、横出し条例違反の場合も罰則をかけますよという、その規定はないわけですか。

(事務局)

横出し条例の中に罰則規定があります。

(岸本委員)

それは、水質汚濁防止法の中にはないわけですね。

横出しの部分については、道の条例のほうでやっている。これは地方自治法上、その条例違反に対して罰則をかけるということは当然認められるわけですから、それに向かって対応している。

今、副会長がおっしゃったのは、罰則というサンクションというやり方で実効性を確保するというやり方でカバーしていくことはわかった。

ただ、問題は、確認していただきたいのは、水質汚濁防止法は、法律上の全国ナショナルミニマムといいますか、全国一律規制の部分に対する違反があったときに、所轄の官庁に対して立入調査権というような強制的な処分権限というものを与えていますかというようなことが一点。

他方、上乘せ基準違反があった。あるいは、横出し規制違反があったときに、道の条例は、どの程度の権限を与えていますか。罰則だけですかという主旨ですね。

そこに答えてやらないと、この提案者に対するわかりやすさが半減してしまう。

(菊池副会長)

これは妥当なのだろうと思うのですが、そこのおっしゃられた方に対する回答としては。

(岸本委員)

より丁寧に説明してあげた方が、結論はこれにしてもいいだろうということです。

(菊池副会長)

しかも、我々もわかりにくいですから、できれば教えてもらえればと思います。

(岸本委員)

罰則はあると思うのですが、条例で強制的な立入調査権などを設定しているとは思えないのです。

おそらく罰則で対応しているだけに終わってしまっているのが現行法の現状。実は、それは北海道がさぼっているということではなくて、条例で違反があったときの強制調査などをやるのが現法上解釈が難しいというのが一般である。

結論は、現行上できるところまでやっていますので、これではしょうがないと思うのです。ですから、説明の仕方をどうするかということだけだと思います。

(菊池副会長)

せっかく言われている方が、どういう主旨で、おそらく強く思っているのだろう。強制

調査まで書いていますから、それでなぜできないのかというところを言っているとすれば、ここで強制調査まで立ち入る必要はないのではないのでしょうかというような回答が、判断基準が必要になるのではないかというような意味だった。おそらくこのとおりだろうとは思うのです。

(岸本委員)

難しいのですが、行政代執行法の 1 条と 2 条を見れば、条例上で義務履行確保の強制手段を設けることは、解釈上できないという形があるので、法律上、それがよいか悪いかはともかくとして、できないのです。ただ、どう説明するかなのです。

少なくとも罰則等でカバーしているので、条例違反があったときには、積極的にそういった形で対応をすることが現行法令上可能であるという言い方をしてあげた方がいいのではないかと思います。

強制的な調査というものをつくることができなくて、法律の規定の第何条の根拠がどうしたこうしたと、そこまで言うと逆に道民の方は混乱すると思うので、「罰則等で積極的に対応していく」という一文を入れてあげればわかるのではないかと思います。

(事務局)

再度、法令・条例の解説・運用等の実態を把握いたしまして理由を考えさせていただきたいと思います。

(河西会長)

方向としては 1 次整理で、説明を再度検討の上、次回文章を出していただくということでもよろしく願いいたします。

それでは、次に「最低賃金改定に係る事務の移譲」について説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料 3-2、参考資料 2 を使って説明をいたします。

資料 3-2 のアイデアの概要・背景などです。

全国的に地域事情を考慮した最低賃金が設定されているが、地域によっては生活保護の給付水準を下回る地域もある。北海道については、他府県と比較して、分散型の地域構造となっており、生活必需品である燃料価格等が地域によって異なっている。

こうした背景から、地域、それから産業をより細分化した最低賃金の設定が必要であるということが提案者の思いでございます。

○印の四つ目です。最低賃金改定事務を北海道知事に移譲するとともに、改定にあたっては、道内を地域単位で設定することを可能とすること、及び現在 5 種、これは提案時の数ですけれども、5 種の産業別最低賃金をさらに細分化することを可能とする裁量を付与し

てはどうか。こういったことによって、地域格差の是正、地域産業の発展が図られるのではないかというのがご提案者のご意見でございます。

事実関係の整理でございます。

まず、最低賃金制度というものです。これにつきましては、最低賃金法という法律がありまして、国、この場合は厚生労働大臣、または都道府県労働局長が賃金の最低額を定めて、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないという制度でございます。

2番のところです。最低賃金の種類があります。「地域別最低賃金」は、産業や職種に関わりなく全ての労働者とその使用者に適用されるというもので、現在、都道府県単位で設定されております。

地域別最低賃金の決定・改定にあたりましては、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力といったものを総合的に勘案することと法律で明記されております。

このうち労働者の生計費の考慮にあたりましては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することということが法律で明記されております。

「特定（産業別）最低賃金」です。過去においては、産業別と呼ばれておりました。これにつきましては、先程の地域別最低賃金の補完的な役割を果たすというもので、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されるものでございます。これは、国で定めなければならないという国の義務にはなっておりませんで、関係の労使の申出に基づいて、申出があれば国で検討して決定するというような仕組みになっております。

その単価につきましては、当然ですけれども、地域別の最低賃金を上回る水準で決定することとされております。

参考資料2をご覧くださいと思います。1ページ目には、最低賃金の種類を表に整理しております。地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があるということです。

適用範囲という中程の覧です。地域別につきましては、全ての労働者に対するセーフティネットということで常用、あるいは臨時・パート・アルバイト、色々な雇用形態がありますけれども、そういった形態や呼称に関わらず、原則として各都道府県で働く全ての労働者に適用されることになっております。

最低賃金の決め方です。中央最低賃金審議会という国の審議会がありまして、そこで全国の状況を勘案して、引き上げ額の目安を示しています。何円上げるのが適当というような目安が示されて、その目安を一つの参考にしなが、地方最低賃金審議会というのが都道府県単位で設けられておりまして、そこで地域の実情を踏まえた審議がされて、答申、それに対する異議・申し出などの手続きを経て、最終的には、北海道でいえば北海道労働局長が決定をされるということになっております。

今のお話を3ページに図で整理しております。審議会の審議を経て、最終的には都道府県労働局長が決定を行うということになっております。

参考までに4ページに現在の北海道の最低賃金ということで、26年10月8日に発効した最新の時間額は748円というのが現状の最低賃金でございます。

5ページ目につきましては、過去の委員会の審議中で類似の提案ということで、平成19年第6回のときに整理しているものです。その際には、最低賃金の値上げを行うというストレートな提案が出てきています。

このときの整理の理由としては、現行の法令で対応可能ということです。下線を引いているところで、その後、法律の改正で生活保護に係る政策等の整合性に配慮するものということで、この時点では、国で法改正を検討中ということで1次整理になっております。

その後、備考欄ですが、平成20年7月に最低賃金法が改正され、先程ご説明したような生活保護との関連に配慮した決定をなささいということが正式に法律の中に明文化されて盛り込まれているという流れになっております。

1次整理の対応方向です。事務局の案といたしましては、一旦検討を終了という形で整理をさせていただいております。

その理由です。最低賃金制度、特に地域別の最低賃金につきましては、労働基準法とともに労働条件に関する最低基準を定めているもので、雇用のセーフティネットとしての機能を担っている。先程も話がありましたナショナルミニマムといった観点で最低限の部分を国として保障しているものだという制度になっております。労働基準に関する事務につきましては、憲法25条で定めているところの健康で文化的な最低限度の生活を国民に保障するために、生活保護ですとか所得保障等々、他の社会保障の関連施策と合わせて国において今後も行われるべき業務であるとの理由から、一旦検討を終了という形にしております。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局の説明に関しましてご質問・ご意見があればお願いいたします。

ここでも同様の質問なのですが、この提案の主旨というのは、北海道は広いから、もっと細かく最低賃金を決められるようにした方がいいのではないかとということが主張したいところだと思うのです。

1次整理の方向としては、これでいいと思うのですが、現行制度の中で北海道を、例えば道北圏と札幌圏というように分けて最低賃金を現行制度の中で決めていくことは可能なのですか。

(事務局)

法律の条文の話をいたしますと、参考資料の7ページに最低賃金法を抜粋で載せています。その第9条の第1項です。賃金の最低額を保障するために、地域別最低賃金は全国各地域について決定されなければならないという条文のカッコ書きのところですが、「一定

の地域ごと」としか謳っていないのです。

ということは、先程、「現状は」という説明をしたのですが、都道府県それぞれに労働局長がいらっしゃるので、都道府県単位でそれぞれ決定されているのが現状なのです。読み方によりましては、広くも狭くも、できなくはないのかなというところだと思います。その解釈については解説本などもそこまで踏み込んだ書きぶりはないのです。この書きぶりからすると、ニーズがあればといいますか、必要性に応じてできなくはないのかと思われます。狭くすること、あるいは、広くすることも、都道府県単位で定めるとは書かれていないというのが現状です。

(河西会長)

わかりました。ありがとうございます。

(菊池副会長)

これは、大変ですよ。

この方の言い分によれば、札幌や旭川などの大都市圏は、労働条件は違うのではないかと、そういうことを決めながらいくのか。非常に対応としては難しいものになるなというのの一つです。

経済状況がそれぞれのエリアで反映されて、少し安くなったり高くなったりする。この方は、そうしたらどうでしょうということを言っているのでしょう。だから、対応的に結構難しいのと、そんなに違いがあるのかなという気持ちもあります。

結果はこのとおりでいいとは思いますが、理由の書きぶりは、そういうことを加味したと。実際にできるのでしょうか。

(河西会長)

最低賃金というナショナルミニマム、その定義は、北海道は北海道のミニマムだから、実質的な賃金はその地域の労働市場によって変わってくる。その調整の部分を含めて現行制度でも十分対応可能かなとは個人的には思ったりしています。

(菊池副会長)

札幌は、高くなりますよ。

(河西会長)

そうかもしれないですね。

他の皆様、いかがですか。

(岸本委員)

おそらく、広域分散性が特に強い北海道の地域内での違いというものが考慮されて然るべきという提案に対して、そのプロセスを見てみると、その地域の特性を考慮するプロセスがあるわけです。だから、この方の主旨は、そこでの考慮をもう少しきめ細かくやってくれということだと思ふのです。

それが、一足飛びにその決定権限を知事にまでおろすかどうかという問題です。解釈上、一定の地域ごとに、おろせないわけではなさそうです。

そうなのだけれども、ある意味では、もう少し運用をどうにかしてくれないかとか、札幌の場合にも 748 円と他のところと一律に北海道全域で見ないでくれということは、運用面なのです。要望としてはわかるのですが、道州制特区制度でなければ対応できない問題ではないといえますか、それをやるのがセーフティネットのナショナルミニマムという制度との関係で北海道だけというのはどうなのかという問題があるので、地域特性を十分考慮する。

ただ、要望権限はこちらにという、そういう主旨の要望ではないですよ。

(河西会長)

そうですね。権限の移譲ですから。

(岸本委員)

書きようですよ。僕たちの問題ではないという言い方はできないし。ご主旨はよくわかる。でも、権限移譲の問題でもないし。

(河西会長)

北海道労働局長が北海道の最低賃金を全国に向けてそこに北海道の実情をもう少し反映できるようにというのは、この委員会の権限とは違いますよね。

(岸本委員)

書きようとしては、ここで止める以外ないですよ。これ以上踏み込んで何か言えば、要望しろよという形になる。でも、我々もという突き放した言い方をするのも角が立つし、これで仕方がない。この書きぶりで抑えておいていいのではないかと思うのですけれども。

(河西会長)

他の委員の皆様、いかがですか。

菊池副会長、岸本先生のお話にあったように、この文章を。

(菊池副会長)

わかりました。

とりとめもなくなるような話になってしまう気もするので。

(河西会長)

他の委員の皆様、今回事務局から提案された 1 次整理の対応方向案、ここでの説明文章という形でよろしいでしょうか。

それでは、このとおり 1 次整理とさせていただきたいと思います。

次に、「国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲」について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料 3-3 と参考資料 3 を使ってご説明させていただきます。

まず、アイデアの概要といたしましては、現行の国土利用計画法では、一定規模未満の土地取引について土地所有の実態が把握できず、監視区域等の指定についても、地価の高騰などに要件が限定されており、水資源の保全や森林等の保全のためには、土地の所有実態を把握して必要な措置を講じていくことが重要。

そのため、一定規模未満の土地取引に係る土地の所有実態を把握できるようにするとともに、監視区域等の指定について、水資源保全等の観点から地域の実情に応じて知事が定めることができるようにするなどしてはどうか。

道の水資源条例には罰則規定がないため、法による規制が可能となれば、より実効性を担保できるのではないかというアイデアになっております。

事実関係の整理として、国土利用計画法においては、地価上昇のおそれがある等の区域について、知事が期間を定めて指定要件に応じ、それぞれ規制区域・監視区域・注視区域として指定することとなっております。指定権限は、既に知事が持っているという状況になっております。

参考資料 3 の 1 ページをご覧ください。こちらは、国土利用計画法における土地取引規制制度の概要の資料となっております。

表をご覧くださいますと、上の方に事後届出制・事前届出制・許可制とあります。土地売買等の契約を締結しようとする場合には、区域指定要件に基づく指定区分によって届出、または許可が必要となっております。

区域指定要件を見ていただきますと、注視区域・監視区域・規制区域のいずれの区域においても地価の高騰などに要件が限定されております。

対象面積を見ていただきますと、規制区域では、全ての土地取引が許可の対象となっておりますが、規制区域以外の土地では、一定規模未満の土地取引は届出の対象となっております。

次に、参考資料の 2 ページをご覧ください。道では、「北海道水資源の保全に関する条例」を制定し、24 年 10 月から、水資源の保全の観点から、知事が指定した区域における土地取

引について事前届出制度を導入しております。

知事が指定した区域を水資源保全地域と呼んでおりますが、水資源保全地域では、全ての面積の土地の取引が届出の対象となっております。

届出を行わないなどの違反があった場合には勧告を行うこととなっておりますけれども、これは、条例制定の際の有識者委員会や地域との意見交換の際の意見を踏まえ、刑罰による強制という手段よりも、勧告という形で届出や事実と合致した記載を促し、適正な土地利用に誘導する手段をとる方が、この条例の目指す行政目的をより達成できるとの考え方に基づくものです。

道の取り組みを見てまいりましたが、次に国の動きとして今年 3 月に水循環基本法という法律が成立しております。

参考資料の 3 ページに概要が載っておりますので、ご覧ください。

この法律により、国においては、水循環に関する施策を総合的かつ具体的に推進することになっております。

ここまで事実関係の整理をさせていただきましたが、1 次整理の対応方向の案としましては、一旦検討を終了してはどうかと考えております。

理由としましては、先に述べたとおり水資源条例では、水資源保全地域における全ての面積の土地取引について届出の対象としておりますので、一定規模未満の土地取引に係る土地所有実態の把握については、現行施策で対応済としております。

なお、整理表には記載していませんが、森林の保全に関しては、森林法が改正され、平成 24 年 4 月から森林の土地の所有者となった者は、面積に関わらず市町村長に届け出ることが義務付けられ、土地の所有実態の把握ができるようになっております。

次に、土地取引の法規制についてです。道においては、これまで国に対して関係法令の整備を要請してきたところ、その要請活動の甲斐もあってかどうかわかりませんが、先程述べたとおり 3 月に水循環基本法が成立しております。今後、この法律に基づき、水源保全等のために講ずべき具体的な施策を盛り込んだ国の基本計画が策定されることとなっていることから、国の動向を注視していきたいと考えています。

そのため本件については、一旦検討を終了したいと考えております。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局からの説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いたします。

私から質問をさせていただきます。

水資源に関しては、詳細な資料がついています。そして、森林に関しても同様の監視措置がとられているような法制度になっているという話でした。それ以外の地域資源、たとえば鉱物資源等に関して、非常に貴重な金が採れる土地があって、その取引などに関しては監視できるような仕組み、制度というのはあるのでしょうか。

(事務局)

鉱物等の資源については、所有に関しての規制等というのはありませんけれども、採掘等を行う場合については、鉱業法により国が鉱業権を附与する仕組みになっておりますので、所有者であっても許可を得なければ勝手に採掘することはできないという状況になっております。

(河西会長)

採掘するまでは、特にないのだけれども、採掘をしようとするときちゃんと規制というのがかかってくるということですね。

他にいかがでしょうか。特にご意見はございませんか。

それでは、事務局としては 1 次整理で一旦検討を終了。そして分類に関しても、特に委員の皆様からご意見がなければ同じような形で提案したいということですが、よろしいですか。

それでは、提案どおりとさせていただくということで、次の案件説明です。「独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、許可権限の移譲」について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料 3-4 と参考資料 4 を使ってご説明させていただきます。

まず、アイデアの概要は、道が設立した地方独立行政法人の定款変更については、政令で定める軽微なものを除き、道議会の議決を経て、総務大臣の認可を受けなければならないが、地方独立行政法人が所有する土地を売却する場合など、比較的頻繁に起こり得るケースについても、現行法上は、資産に関する事項の定款変更にあたり、その都度、道議会の議決と総務大臣の認可が必要で、地方独立行政法人の円滑な運営にとって支障となっているので、地方独立行政法人法第 8 条第 2 項における定款変更の認可権限を総務大臣から道に移譲してはどうかというものです。

事実関係の整理として、まず、地方独立行政法人とは何かというところです。地方独立行政法人とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるために地方公共団体が設立する法人のことをいいます。

参考資料の 1 ページに地方独立行政法人制度の概要を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に参考資料の 3 ページをご覧ください。こちらは、全国の地方独立行政法人の設立状況の資料となっています。

一番上の北海道の欄を見ていただきますと、道が設立しているのは、札幌医科大学と北海道立総合研究機構の2団体となっています。

全国では、対象業務で見ますと、公立大学、公立病院、試験研究機関が多いような状況になっております。

次に参考資料の6ページの関係法令をご覧ください。下線を引いてある第8条の第2項を見ていただきます。定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て総務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。ただし、この変更は、政令で定める軽微なものであるときは、その限りでないとされております。

都道府県知事と書いてあるのは、市町村が設立した場合ということなので、今回については総務大臣の認可となっております。

本件は、ここでいうところの総務大臣の認可の権限を知事に移譲できないかというアイデアとなっております。

事実関係を見てまいりましたが、アイデア整理表に戻っていただきまして、1次整理の対応方向についてです。本件については、一旦検討を終了したいと考えております。

理由としましては、地方独立行政法人制度においては、従来地方公共団体が直接執行している業務を切り離して行わせることになり、その適正な運営を確保する必要性が高いことから、設立団体以外の者による一定のチェックという意味で、総務大臣による認可が行われているところであります。

仮に総務大臣の認可権限を知事に移譲した場合には、設立団体である道が道の設立した地方独立行政法人の定款変更の認可を行うこととなりますので、道が認可を行うことは適切ではないと考えております。そのため、本件については、一旦検討を終了したいと考えております。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局の説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いたします。

(太田委員)

実は、北海道地方独立行政法人評価委員会の委員をやっております。札幌医大の方の評価は8年目をやらせていただいているので関係者という感じがします。

この質問といいますか、アイデアを出された方にしては、既に何か定款変更で具体的な案件、この場合は、土地の売却等々ということがあったのですが、何かそこで時間がかかったり、具体的なことがあったからでしょうか。

(事務局)

基本的にアイデアについては、アイデアの概要に書いてあるとおりという状況なのです。

ここに書いてあるとおり土地の売却などのケースについても、道議会の議決、さらに認可ということになれば、ある程度手続上の時間がかかってくる。それについて、もう少し円滑にできないかというような問題意識かと思います。

(太田委員)

札幌大に関しては、審議委員をしまして、大変ご努力をされていて、経営努力等々、手術が円滑に行えるようにというような技術に関しても大変ご努力をされているということが目に見えてわかるのです。その場合、他府県と違って要請したい変更内容ですとか、定款も他の企業と違って少し複雑なのだろうと思うのですけれども、きっと北海道で独自に検討したいことがおありだと思っております。

確かに違う設立団体の方以外の団体がチェックするという事は必要なかもしれませんが、きっちりと審議委員が行われているので、私個人としては、いちいち総務省のチェックを受けずとも道内で定款変更できれば、さらにより健全な経営ができるのではないかと思います。

(河西会長)

そうしますと、今回、1次整理の方向としては一旦検討を終了なのだけれども、さらに検討を進めてほしいという結論でいいですか。

(太田委員)

具体的に、定款がこうなっているのでこうしてほしいというのがわかりませんので何とも申し上げられないのですけれども、他の都府県よりも非常に進んで改革されようとしていることがわかりますので、一旦終了はしますが、チャンスがあれば検討はしていきたいと思っております。

(河西会長)

わかりました。ありがとうございます。

(事務局)

おそらく認可が通らないというよりは、そのプロセスに時間がかかるということだと思います。認可の変更の中身については、特殊なものがあるというようなアイデアではないのかなというようには見受けていました。

(河西会長)

今のお話ですと、総務大臣の認可が得られるまでのプロセスが長い。具体的には、どの

くらいで、例えば、土地取引の定款変更をする。それを決めてからどのくらいで実際に総務大臣の認可が下りるのでしょうか。

(事務局)

実際のスパンとしては、道議会の議決ということもありますので、1ヵ月以内とか、そういう短いスパンではできないかと思います。何ヵ月とか半年とか、そういった期間がかかってくるかと思うのです。

(河西会長)

また、プロセスでも、道議会に出して議決をもらうというプロセスと、道議会で承認を得た上で総務省に届け出て総務大臣の認可を得る。どちらのプロセスのほうが時間はかかるのですか。

(事務局)

ものにもよるとは思うのですけれども、結構道の議会を通して議案関係は、法的審査とか、結構日にちが1ヵ月、2ヵ月かかったりすることがあります。分野としても総務省に出た後、簡単な土地の取引だったらそんなに日数はかからないとは思いますが、ものによっては定款のどの部分かによっては、1ヵ月とか、それ以上かかる場合もあります。

(菊池副会長)

この話は、道の議会の議決を経たくないといっているのではなくて、総務大臣の認可を受け、二重にチェックをする必要はないのではないのでしょうかというように私は思っていたのです。

要するに、国の関与までいらぬのではないのでしょうかということですね。

この方は、議会をパスしたいと言っているわけではないのだと私は理解していますけれども、それでいいのですかね。

(事務局)

アイデア自体は、認可の権限の部分に移譲してほしいということです。

(太田委員)

非常に身内が言っているようなものなので、ワンサイドの意見なのですけれども、道民に開かれ、そして先進的で、かつ高度な技術を取り込むという大変事業計画自体もかなりドラスティックに変えてこられているので、是非そういう意味では、道民の健康を守るためにそういった医療機関は道が認可をして動かすというようなことが将来的にあれば大変素晴らしいと思うのです。

本当は、継続検討をしていただきたいけれども、具体的に何というものが無いので、一旦終了にはなると思うのですけれども、是非何か具体的な案が出れば次に繋がるのではないかと思います。

(河西会長)

事務局の整理案の考え方としては、経営統治の考え方からすると、組織をつくった北海道がその認可権限まで持ってしまうと、要するにインサイダーが自分たちの都合のいいような形で定款を変えてそれを認めていくほうが問題なので、ダブルチェックの方がいいのではないかというような考えだと思います。

そのあたりはどうなのでしょう。

(太田委員)

インサイダーという部分に関しては、あまり考えにくいので、国の許可なども得ずに自分で決めていく将来の方がいいのではないかと思います。

(岸本委員)

ここで問題になっているのは、提案者がどのような定款を変更しようとしているのかが見えないということがあるのでなんとも言えないのですが、一般論からすると、あくまでも定款変更に関わる総務大臣の認可というものが、あくまでも資産に関する事項の定款変更というところが中核なわけです。

この部分については、おそらく総務大臣が認可権限などを使ってという、これは国からかなりの補助金が出ているというところがある。だから公立大学法人なのに文部科学大臣ではなくて総務大臣になっているというのも財政的な基盤の問題があるからこそだと思うのです。

そうすると、財政的基盤で補助が出ているというところではなくて、資産に関する事項の定款変更だからチェックを入れさせろという形になると思うので、それは、ある意味仕方がないと思います。

他方、太田委員がおっしゃっている、その他の事業計画というところ云々まで、何でもかんでも総務大臣にお伺いを立てて認可をもらわなければいけないということは確かにおかしいと思います。少なくとも、この道民アイデア整理表を見る限りにおいては、現行法上は、資産に関する事項の定款変更にあたってというところに絞っていますので、この部分についてまで知事におろしていいかというところはインサイダーの問題が出てきて、中立的な観点からチェックが必要だという意見も、この部分に関しては当然あてはまると思います。この資産に関する定款変更の部分については、1次整理という形で落としていいと思うのです。

けれども、それ以外の事業計画というところで合理性なく国からの関与があるというよ

うなご意見が道民から今後出てくれば、その都度知事におろしてほしいという積極的な議論を経て働きかけをしていけばいいのではないかというように思うのですが。

(河西会長)

過去にこういった地方独立行政法人の意思決定や様々な諸制度に関わるものに対する提案はいくつかあったはずです。

それに関して今、岸本先生がおっしゃったように、要は、国がチェックをしなくてはならない部分と、そうではなくて、もっと地方で、ある程度自由裁量権を持ってやれるような議論に関しては権限移譲を受けてもいいのではないか。

その切り分けをしたほうがいいというのはそのとおりだと思います。過去の提案検討をもう一度洗い出して、太田委員がおっしゃられた事業計画に関わるような問題で、道議会・総務大臣の認可というようなプロセスではなくて、その認可権限に関して道知事に移譲してほしいというようなものがあつたら、それも含めて検討してはどうかと思います。

(事務局)

対応状況等を調べさせていただきたいと思います。

(岸本委員)

もしあれば、あの形で。

(河西会長)

過去になれば太田委員が見つめられて提案していただければと思います。

(太田委員)

かなりドラスティックに変わってこられているので、病院の定款を見たことがないのですけれども、もしかしたら今後変えたいものが、普通の会社だったらあり得るので、そういうことで道が権限を持てばいいなとは思っています。

(岸本委員)

病院などの病床数というものは、医療法などで、病院の場合に難しいのは、地域医療計画などとの関係で、どこまで病院の業務を拡張するか、あるいは、そこで土地を取得するかということが病院の単独判断ではなかなかできないシステムになっていることもあるので、この部分に特化すれば1次整理といっているだけなので、それ以外に、研究開発などについては個別に議論していく必要はあろうかと思っています。

(菊池副会長)

ここであげられている札幌医科大学と北海道立総合研究機構は、北海道にとっては重要なセクションです。おそらく、この提案をされた方は関係の近い方だと推測します。

そう考えると、何か不自由なことが起きているのだろうなということはわかるわけです。何が不自由なのかは、よくわからない。

そのようなことも含めて、この二つは本当に北海道で重要な機関なので、そういうことも含めて、結果はこうなのかもしれないですけども勉強させていただけたらうれしいと思います。

(河西会長)

先程、岸本先生がおっしゃったように、今回は、資産に関する事項の定款変更ということで、ここに限定しておりますので 1 次整理の方向としては、このとおりでよろしいでしょうか。

また、過去のものも含めて一度地方独立行政法人に関しては、何らかの権限を総務大臣から移譲してもらえる形での、別途検討をさせていただくということではいかがでしょうか。

では、そういうことで次回以降準備ができましたら地方独立行政法人に関しては、一度審議を終了させていただければと思います。

なお、今回の許可権限の移譲に関して、資産に関する事項に限定したものですので、これはこれで 1 次整理で、一旦検討を終了ということです。

それでは、次の議事です。第 63 回の委員会において第 7 回の提案に向けて道民アイデアの検討を図り、道庁内で項目の検討を行っていることを説明し、了承をいただいたところであります。その進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、第 7 回の提案に向けた道庁内の検討項目 9 件についてご説明いたします。

この検討状況をご説明させていただく前に、関連があるということで、前回もお話ししましたが、地方分権改革における提案募集方式のその後の動きについて若干説明させていただきます。

これについては、5 月の 63 回で制度の概要、8 月には北海道が出した提案についてご説明したところです。全国の提案状況と全国の提案に対する各府省からの第 1 次回答というものが交付されましたので、それについて若干説明させていただきます。

資料 4 をご覧ください。1 ページ目です。提案団体数は全部で 126 団体から、提案件数は 953 件の提案がされております。

提案区分としては、権限移譲に関する提案が 366 件、地方に対する規制緩和が 525 件となっております。なお、このうち 60 件が対象外となっております。

分野別です。分野別で最も多いのが、上から三つ目の項目である医療・福祉分野。基準病床数の算定基準の緩和、保健所長の医師資格要件の緩和等 202 件となっております。

続いて、その上の農地・農業分野が 147 件となっております。これは、第 2 回道州制特区提案で求めています農地転用許可に関するものがこのうち 44 件と多く含まれているところです。

次に、右下の提案主体別の提案件数については、都道府県が 47 団体で 650 件、市区町村が 67 団体の 196 件となっております。

権限移譲に関して多くの提案が出ておりますが、事務局としては、この内容の分析を行って今後の道州制特区の提案の参考にしていきたいと考えております。

なお、提案された項目については、後ろに項目だけですが参考資料として一覧表を添付しております。

続いて 2 ページ目をご覧ください。これは、今回の提案に対する各府省からの第 1 次回答の状況であります。複数の府省に関連する提案が重複して掲示をされておりますので件数が 1060 件となっております。第 1 次回答で実施と回答されたのが 9 件。手挙げ方式、要は、手挙げをしたところにだけ権限を移譲しますよというのが 1 件。対応不可が 817 件。現行規定により対応が可能というのは 103 件。提案の実現に向けて対応を検討するが 57 件。

今、国の有識者会議の中で農地・農村部会を別につくっております、そこで農地・農村に関わる提案について集中的に審議をしておりますが、そこで検討中が 73 件となっております。

実施とされた項目、手挙げ方式を含めて 10 件と非常に少ない状況となっております。これは、国の各府省の地方分権に対する姿勢というものがうかがえるような内容となっております。

権限移譲に関する提案に対して対応不可とされたものに対する国の回答内容を見ますと、様々な理由はあるものの全国統一的に実施しなければならないという回答。過去の議論、第 4 次一括法での議論を含めてなのですけれども、そういうもので既に結論は出ているというような回答が多く見られる状況になっております。

なお、前回説明しました道からの提案が 2 件ありました。

資料は付けていないのですが、「農用地区内の農家レストランの設置」については、第 1 次回答の中では、国家戦略特区制度の下での効果や周辺の営農への影響等を検証した上で対応を検討するというので、これは対応の実現に向け対応を検討するという区分にされております。

もう一つ提案しました「都道府県が行う JA 等に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和」については、JA 等が土壌診断を行う場合は計量証明事業の登録が必要であるという従来の取扱いが回答とされておまして、対応不可と区分をさせていただきます。

次に、3 ページをご覧ください。今後のスケジュールです。中段以降にある通り、8 月 20 日現在で各府省から回答が出た段階になっておりますが、その後、再度提案団体の意見照会、それから、さらにそれに対する各府省に対しての意見照会がありまして、10 月 10 日回答期限となっております。間もなく出る予定となっております。このあと、また国と地方

間で最終調整が行われて、12月末には決定するというような方向になっております。

この途中で各提案団体、それから各府省から地方分権有識者会議の方でヒアリングが行われております。そのやりとりの中で多少前向きに検討するというような回答もあったというような報道があります。間もなく2次回答が出てまいります、どれぐらい回答が前進しているか注目されるところかということです。

以上で提案募集方式の説明を終わります。

続きまして、第7回の提案に向けた検討状況についてです。資料5をご覧くださいと思います。

これは、前にもお示ししました第4次一括法で移譲されなかった事務権限51本あったのですが、この中から分野別にパッケージ化しましてまとめてみたものです。

1ページ目からは、主にリサイクル関連の事務。5ページ目からは、産業振興支援関連の事務。8ページ目は、製造業・販売業関連の事務ということで、三つのカテゴリーで整理をさせていただきました。

今回の検討委員会では、それぞれの個別の項目ではなく、これらカテゴリーごとにおおよそ今後の検討方向というものを示していきたいと考えております。

今後の検討方向です。今後、詳細に検討していくことになった場合、カテゴリー別に、カテゴリーに掲載されている全ての項目を提案するという形ではなく、項目ごとに検討を行って、結果、一部だけを整理案として検討していくことになる可能性もありますし、パッケージ化されたもの全てというケースもあるかと考えております。

また、このパッケージ以外の第4次一括法で移譲されなかった項目はまだありますが、これについても検討をしております。個別にパッケージ化できるものがあるかどうかを検討しております、次回以降にお示しして審議していただければと考えております。

それでは、分野ごとに説明をさせていただきます。

まず、リサイクル関連についてです。この項目の中で2番目にある省エネ法というのは、直接リサイクルには関係ないのですが、環境という括りでここに整理をさせていただきました。

一つ一つの事務事業についての説明は省かせていただきます。リサイクル関連の主な事務としては、関連する事業所への指導・監督、それから各種届出や報告の受理というのが主な事務権限となっております。

リサイクル関連の事務は第4次一括法の中で議論されたものなのですが、国は、主に一つの都道府県の区域内にある事業所に対する報告・聴取・立入検査については、移譲は可能と結論を出しておりました。しかし地方が、さらに指導監督・措置命令の権限も移譲するよう求めておりましたので、最終的に調整がつかず、権限の移譲がされなかったものであります。

また、全ての項目が提案募集方式で他の県から提案がなされているものであり、国からの第1次回答の内容を右側に掲載しております。細かく書いてあるのですが、おおよそ全

国統一的な観点から実施される必要があるという理由で全て対応不可というような回答になっております。

分野ごとにメリット・課題を整理しました。2 ページ目をご覧ください。

2 ページ目の下の方です。リサイクル関連の分野の権限移譲のメリットとしては、リサイクルに密接な関係がある廃棄物処理に関する指導監督、それからリサイクル関係の消費者への啓発等というのは都道府県が実施しておりますので、事業者への指導監督等々を合わせて行えば連携した一体的な施策をとることが可能となるのではないかとというようなメリットを考えております。

また、その他の所管府省という欄にかなりの数が入っている項目もあるのですが、非常に複数の省庁に権限が分かれております。さらに、中には複数の府省に書類を提出しなければならないというような項目もありますので、道で一元化することによってより効果的になるのではないかとというメリットも考えられます。

ただ、この分野を検討するにあたっての課題としては、指導監督する事業者が全国にまたがって活動しているケースがあり、その対応。執行体制の整備とは書いてあるのですが、要するに対象となる事業者が非常に多数存在しております。

例えば、食品リサイクルの事業者であれば、ものを出す事業者が全国に 24 万事業者という非常に多くあります。北海道内の事業者数は、これよりも少ないとは思いますが、多くの事業者を相手にする必要がありますので、道の執行体制の整備などが課題になるのではないかと考えております。

このリサイクル関連では、実は、過去の提案検討委員会で一回審議されております。3 ページ目についております。昨年の 3 月の検討委員会です。提案の概要は、食品リサイクル法の事務権限の一つである再利用事業者の登録事務、これはリサイクル、戻ってきたものを再利用する事業者を登録する事務なのですが、その権限の移譲を求めていますという提案であります。この審議の結果としては、この再利用事業者の登録が道内では 6 事業者しかなく、今現在でも 6 事業者となっています。ここでもありますけれども、特に北海道では再利用するよりも処分場で処理したほうがコストが安いという特性で、登録事業者が増える要素は少なく、移譲するメリットは少ないということで一旦終了となったものであります。

ただ、このリサイクル関係を今後進めていくにあたっては、このリサイクル法に基づいた権限、様々な事務・権限がありますので、それを含めての移譲の検討となると考えております。

続きまして 5 ページです。産業振興支援関連です。ここは、産業振興支援関連として経産局が行っている中小企業等への支援策を中心にまとめてあります。

この分野の事務は、それぞれの法律に基づいて事業計画の認定や補助金などの支援を行うというようなものが事務の内容となっています。

これらの補助金ですが、国が都道府県を経由せず直接事業者へ補助金や交付金などの

支援を行う、いわゆる空飛ぶ補助金といわれているものになっております。

これが第 4 次一括法の中で議論されておりました、国は、当初から国に残すものという  
ことで主張していたものです。地方からは、やはり都道府県で認定、補助金の交付ができ  
るように求めていましたが、調整がつかず、最終的に権限の移譲がされなかったものであ  
ります。

これも提案募集方式で 10 項目全てが提案されております。国からの第 1 次回答としては、  
モデルとなる事業を認定しているものであり、全国的な視点から実施する必要があるとい  
うような理由で対応不可というようになっております。

この産業振興支援関連の移譲のメリットです。6 ページ目の下の方に書いております。メ  
リットとしては、地域の実情を知っている北海道が認定することによって、認定に関与し  
て、また北海道が独自に実施する事業と適切に連携することによってより効果があるのだ  
はないかということが考えられます。

一方、検討にあたっての課題です。国の第 1 次回答にもあるように、モデル的な事業な  
どの全国的な視点での採択をどのように考えて行っていくのか。

また、ここにある支援策、補助金等の主なものをあげさせていただきました。ここにあ  
る支援策は、各法律に基づいたものではあるのですが、第 4 次一括法の議論をして  
いた頃の補助金が既に廃止されていたり、名称や内容が変更になっているというような状  
況になっております。要は、国がその時々状況に応じて様々な支援策を打ち出している  
というような現状でありまして、そのような事務・権限をどのように考えていけばいいの  
かということが課題かと思えます。

また、これは大きな話ですが、やはり補助金ですので、財政面的にどの程度移譲される  
のか。これは、かなり大きな課題ではないかと思えます。

また、中小企業の支援は、ここに掲載された支援策の他にも様々な支援が行われており  
まして、一部を移譲するのはどうなのか。また、北海道における施策との融合や国との役  
割分担などの整理も必要ではないかというようなことが課題だということ考えておりま  
す。

この産業振興支援関連については、昨年 12 月の検討委員会で審議がされておりました、  
7 ページにそのときの資料を付けております。このときの資料は、事務局から出した時点の  
もので、対応方向や分野別審議へということで〇印がついております。このときの審議は、  
これらの事務は、国が全国的な視野から対応することにメリットがあるのではないかと  
いう意見も出されましたが、第 6 回の答申に向けて項目を検討していた時期であり、さらに  
深く検討するには、時間を要するので、ここは一旦検討を終了というようなことで審議が  
終わっている状況になっております。

続いて、製造業・販売業の関連です。ここは、経産局が製造や販売する事業者  
に法に基づいて製品の安全などについて届出の受理や指導監督を行う事務を中心  
にまとめております。

この第4次一括法の議論の中では、国は主に1の都道府県の区域内にある事業者に対する報告・聴取・立ち入り検査の事務については、移譲が可能としておりましたが、地方からは、届出の受理や指導監督・措置命令の権限も移譲をするように求め、調整がつかず移譲はされなかったものであります。

提案募集方式では、一つ目にある工業標準化法に基づく権限、JISマーク制度の関係ですが、この提案のみになっておりました、他の項目には提案はなかったところであります。

移譲によるメリットです。最後9ページです。メリットとしては、地方分権に資するという面はあるものの、これといったものは今現在見出せないという状況で、一応なしというような整理をしております。

さらに、検討にあたっての課題です。製造業などは特にそうですけれども、製品が全国に流通するというので、違反等があったときの対応がどうできるのか、また、どのように対応するのかといった課題が考えられます。

また、対象となる製品が非常に多種多様になっております。道としても執行体制として専門性などをどうするかということが課題であると考えております。

細かい内容は省かせていただきますけれども、以上3分野について説明をさせていただきました。

第7回の提案に向けて今後検討していくことになるのですが、事務局としては、産業振興支援分野は検討にあたっての課題も多く、時間も要するのではないかと考えられます。また製造業・販売業は、製品が全国に流通するので課題が大きいということもありますので、当面リサイクル関連を優先して検討を進めていきたいと考えております。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局からの説明に対しましてご質問・ご意見があればお願いいたします。

今回は、三つのカテゴリーに分けて分析をして、最終的にはリサイクル分野の審議を進めていきたいという事務局の方針が示されました。いかがでしょうか。

(菊池副会長)

2年前でしたか、バイオマス関連で提案はないだろうかということで、時間をいただいております。お話をさせていただく機会がありました。

あのときに私個人としては、すごく困ったな、説明するのにどうしようかと思ったことの一つが、そのとき、まだ問題は顕在化されていないのだけれども、北海道らしいバイオマスの社会を目指すためには、こういうことが課題になるだろうと思っていることはあるのです。ですけれども、それは、まだ十分顕在化されていなくて問題になっていなかったということなのです。

だから、これ以上しゃべっても、このことはみんなもわからないよねというところがあ

ったのですが、ここ1年～2年で相当大きく変わってきました。

今、バイオマス産業都市という農林水産省、省庁連携の政策があって、日本全体で16自治体、16団体が採択されています。その中で一番多いのは北海道で5団体なのです。5団体といいましても、他は一自治体、十勝においては19市町村が全部一緒なのです。別海、釧路、興部、下川ということで、昨日にも北九州で3日間に亘って講演をしてきました。北海道がバイオマスやリサイクル社会のモデルであることは間違いなくて、そろそろ色々な組長さんも含めてこういう社会でいきたいというふうに明言している団体も出てきているのです。

そういうところにヒアリングをしながら、どんな社会を目指していくためにこのような権限移譲があったらいい。権限移譲という言葉自体がわからないかもしれないですけども、規制緩和も含まれるかもしれないですが、そのような聞き取りやヒアリングを、私の立場ではバイオマスに関わるほぼ全てのことを自治体にアピールすることはできるので、そういうものをまとめるのはどうかなというふうに思います。

(河西会長)

今回、あがってきた以外に、以前検討したバイオマス、あのときは一応1次整理ということで本棚にしまい、機会があったらやりましょうということで、そろそろその時期ではないかというのが菊池委員からのご意見です。

こちらに関しては、菊池副会長と協議の上、どういった切り口で権限移譲を出していくのかを今後検討していただいて、第7回の提案に間に合うようでしたら是非委員会に出していただければと思います。

今回、皆様からご意見をいただきたいのは、事務局で整理したところ、3つのカテゴリで議論ができそう。ただし、その中でリサイクル問題が一番やりやすいのではないということから委員会で審議をしていただけないかというような方向性が示されました。こちらに関しては、いかがですか。

もしくは、こういう分野を検討してほしいというのがあれば出していただきたいと思います。

では、リサイクル関係を事務局で引き続き項目を検討していただき、できるものから委員会にあげていただき審議をするということで進めさせていただいてよろしいですか。

それに加えて先程の菊池委員からの提案、バイオマス関係もやっているの、検討項目として出せるものから出して審議をしていきたいと思います。

では、その他の議事です。委員の皆様、事務局から何かありますか。

(事務局)

事務局からは、開催日程についてです。

次回の第66回の委員会は、11月中旬頃を目処に日程調整をさせていただきたいと考えて

おります。よろしくお願いいたします。

(河西会長)

それでは、これで本日の議事は全て終了いたします。ご協力ありがとうございました。